高等学校等教育改革促進事業に係る体制基盤構築業務委託
企画提案競技審査基準

1　目的

この基準は、高等学校等教育改革促進事業に係る体制基盤構築業務委託提案競技実施要領の９の規定に基づき、企画提案内容を公正かつ適正に審査するために必要事項を定めるものである。

2　審査方法

審査は、次の順により行う。

(1) 事務局が提案者からの提出書類の形式審査を行い、形式的に整っていない書面を提出した提案者及び高等学校等教育改革促進事業に係る体制基盤構築業務委託所要経費総額が契約上限金額を超えるものを提示した提案者を失格とする。

(2) 高等学校等教育改革促進事業に係る体制基盤構築業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱により組織された審査委員会の各審査委員が(1)の失格者以外の企画提案内容を評価する。

(3) 審査委員会が総合的に企画提案内容を審査する。

3　審査委員の評価

(1) 評価項目

高等学校等教育改革促進事業に係る体制基盤構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）記載の「業務概要」の具現化に資する提案であるかどうか。

(2) 評価基準

評価基準等は次のとおりとし、評価にあたっては別紙「企画提案内容評価基準」を使用して行う。

評　価	評価値
非常に優れている	5
優れている	4
普通である	3
やや劣っている	2
劣っている	1

4　審査委員会の審査

審査委員会は、各審査委員の評価値に次の項目を加味して総合的に審査する。

①計画書記載事項のすべてが実現すると認められる提案であるかどうか。

②本業務の履行能力があると認められる十分な業務実績があるかどうか。

③本業務を期限内に履行できると認められる具体的な履行計画（従事させる技術者配置計画及び履行スケジュール等）があるかどうか。

［別紙］

企画提案内容評価基準

	評価項目	評価内容	評点	倍率	配点
1	事業趣旨の理解	国の高校教育改革に関する基本方針を正確に理解した上で、本県における高校教育が抱える具体的な課題や目的を的確に把握し、これらを効果的に連動させた提案となっているか。	５～１	4	20
2	業務の推進方針	実効性の高い推進方針や独自性、工夫が含まれた提案となっているか。		3	15
3	実行策定に係る支援	策定のプロセスや策定の支援の仕方が具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。また、県教育委員会が負担軽減につながるような提案となっているか。		4	20
4	支援活動の企画提案	提案された支援活動が具体的かつ実現可能な提案となっているか。		2	10
5	実施体制	本業務を円滑かつ恵贈的に実施するための組織体制が構築されているか。また、県教育委員会と緊急時の対応を含め、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。		3	15
6	同種又は類似の業務実績	過去５年間で類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。		1	5
7	経費の妥当性	経費の積算は適切か。		1	5
8	賃金水準の向上	評価基準は別紙のとおり		1	5
9	女性の活躍推進	評価基準は別紙のとおり		1	5
評価の合計					100

加点措置

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目</th><th colspan="3">設定区分</th><th colspan="2" rowspan="2">配点</th></tr>
<tr><th>大区分</th><th colspan="2">小区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">賃金水準の向上</td><td rowspan="3">役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率</td><td colspan="2">1.50%以上</td><td>3</td><td rowspan="4">最大
5</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.00%以上</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">3.00%以上</td><td>5</td></tr>
<tr><td>「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表</td><td colspan="2"></td><td>0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="9">女性の活躍推進</td><td rowspan="2">一般事業主行動計画の策定・届出</td><td rowspan="2">従業員数100人以下の企業</td><td>女活法　※２</td><td rowspan="2">各
0.25</td><td rowspan="2">最大
0.5</td></tr>
<tr><td>次世代法　※２</td></tr>
<tr><td>えるぼしチャレンジ企業認定
※１</td><td colspan="2"></td><td>1</td><td rowspan="4">最大
3</td></tr>
<tr><td rowspan="4">法令に基づく認定</td><td rowspan="2">女活法　※２</td><td>えるぼし</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>プラチナえるぼし</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次世代法　※２</td><td>くるみん</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>プラチナくるみん</td><td>2</td></tr>
<tr><td>若者雇用促進法　※２</td><td>ユースエール</td><td colspan="2">0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">秋田県知事表彰の受賞</td><td colspan="2">女性活躍・両立推進企業表彰　※３</td><td rowspan="4">各
0.5</td><td rowspan="4">最大
1</td></tr>
<tr><td colspan="2">女性の活躍推進企業表彰　※３</td></tr>
<tr><td colspan="2">子ども・子育て支援知事表彰　※３</td></tr>
<tr><td colspan="2">男女共同参画社会づくり表彰　※３</td></tr>
</table>

注１　評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注２　評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注３　一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計11点）により配点を行うものとする。

注４　共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第5位を四捨五入）により配点を行う。

※１　「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を2つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※２　女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）　次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）　若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第100号）

※３　「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。